



千葉地裁（岡山忠広）が成田市による 前代未聞の「廃道処分」を擁護



岡山忠広裁判長



千葉地裁前で不当判決に徹底弾劾(7月25日)

私たち反対同盟と市東孝雄さんはじめ地元住民が成田市による市道（団結街道）の廃道処分の取り消しと成田空港会社（NAA）に妨害物の撤去を求めた団結街道裁判（2面に解説）で、千葉地裁・岡山忠広裁判長は7月25日、訴えを全面的に退ける極悪の不当判決を下しました。

判決では、不当にも原告を市東さんらごく一部に限るとともに、廃道の直接の理由である第3誘導路建設（市東さんの生活・営農破壊以外に必要なもの）の是非を不問に付し、「（廃道で）畑に行く不便が生じたが『著しい支障』とまでは言えず、市の裁量権の逸脱、乱用にはあたらない」としました。地元住民が現に使用中の道路を廃止するという前例のない暴挙を、以前の

4倍の時間がかかるが、人が死にかけた事故が起きようが畑に行ければ問題ないと正当化したのです。裁判所がNAA・行政と一緒に地元農家の生活・営農破壊に手を染めた農民殺し判決そのものであり、断じて認めることはできません。

岡山裁判長は「付言」として「市東さんが憤りを感じていることは理解する。市は事前の丁寧な説明は必要ではなかろうか」と述べ、裁判所としての体裁を取り繕うために法的には何の意味もない「蛇足」を付け加えたこともふざけています。

「農地死守・実力闘争」こそが勝利の道だと改めて確信しています。生活・営農破壊を許さず今後も闘い続けます。引き続きご支援賜りますようお願い申し上げます。

団結街道裁判とは？

成田市天神峰で農業を営む市東孝雄さんが毎日使っていた自宅と耕作地（南台農地）を直線（約500㍍）で結ぶ道路（通称：団結街道）を成田市が違法な手続きで廃道にしNAAに格安で売り飛ばしたことに対して、反対同盟と市東さんはじめ住民が廃道処分の許可取り消しと妨害物の撤去を求め2010年に提訴したのが団結街道裁判です。

●使用中の道路を廃止した前例なし

道路法第10条（廃道要件）では、市長が「一般交通の用に供する必要がなくなったと認める場合において」廃道処分を下せるとなっています。しかし、団結街道は市東さんだけでなく、一般の車も1日約120台前後通行していました。そして、住民が現に使用している道を廃止した例は一つもなかったことは成田市も裁判の中で認めているのです。

●廃道の目的は住民をたたき出すこと

この封鎖によって市東さんはこれまでの4倍の時間をかけて畑に行かなければならなくなったりばかりか、大変な危険が強いられることになりました。2016年には、手伝いにきていた仲間がトラクターで畑から帰る途中、後ろからきた車に追突される事故（トラクターは大破、仲間は肋骨骨折など全治30日の大けが）が起きました。

また団結街道封鎖後に200億円もの巨費を投じて建設された3本目の誘導路（そもそも滑走路1本に3つも誘導路は不要ない）によって市東さんの家は空港の中に完全に取り込まれました。誘導路を走行する飛行機の騒音や振動、排ガスが容赦なく自宅や作業場、ハウスに降り注いでいます。市東さんの生活・営農は破壊され、大変な人権侵害が強制され続けています。市東さんを追い出すことが真のねらいだったので



す。

●交通量調査、事前説明も一切なし

そもそも成田市は、交通量調査も、地元住民への説明会も、トンネル化など代替手段の検討も、何一つしておらず、最低限必要な手続きすら無視しました。

また封鎖の前月には廃道を一方的に告知する看板の設置に市東さんが抗議したことをもって、NAAは警察に被害届を出し、市東さんを逮捕させ、警察は23日間も勾留したのです。

●暴力的追い出しに屈さず農地を守る

本来、住民の生活や営農を守るために動くべき成田市や裁判所は国策を掲げた一企業の利益に屈服し、農民殺しの手先に完全に成り下がっています。

他方で、米価の高騰や地球沸騰時代と言われるほどの気候危機が進む中で、農業の価値が見直されています。

私たち反対同盟は今後も暴力的追い出し攻撃に屈することなく農地を守り闘い続けます。

「第2の開港」粉碎！ フィールドワーク 成田空港を侵略の出撃拠点にはさせない！

私たちは8月20日、「第2の開港」粉碎！ フィールドワークを行い、B滑走路北側の東関道トンネル化工事、第3滑走路建設工事を徹底弾劾しました。（写真右=B滑走路北側）

石破政権は現在、アメリカと共に国内外の支配の危機からの突破をかけて中国への侵略戦争を準備しています。沖縄・南西諸島への陸上自衛隊基地建設・ミサイル設置など軍事要塞化を進め、大規模軍事演習を繰り返しています。全国36カ所の「特定利用空港・港湾」を指定し、民間の空港・港湾を大型爆撃機や軍艦が利用できるよう滑走路の延伸工事や護岸工事が進められています。成田もまた安保法制で自衛隊・米軍の軍事物資や兵隊を運ぶ兵站（へいたん）拠点・出撃拠点として位置づけられています。空港敷地を2倍にする「更なる機能強化」、ターミナルや交通アクセス・貨物地区を再編・統合する「成田空港第2の開港プロジェクト」は石破政権の進める軍事拠点づくりと一体のものです。

私たち反対同盟は「軍事空港絶対反対！ 農地死守・実力闘争」の原則を守り闘い続けてきました。この反戦の闘いをつぶすために国はNAA・成田市を利用し、反対同盟・市東さんの生活と営農を破壊し、追い出そうとしているのです。絶対に負けるわけにはいきません。



百里基地（茨城空港）所属の空自F2戦闘機が飛行訓練中に茨城県沖・太平洋に墜落

8月7日、航空自衛隊・百里基地所属のF2戦闘機1機が飛行訓練中に茨城県沖の太平洋に墜落しました。これはこの間の軍事演習の激化のもとで必然的に起きた事故に他なりません。

滑走路が破壊されても自衛隊基地や民間空港に部隊を分散させ、移動しながら作戦を遂行するという米空軍主催の多国間共同演習「レゾリュート・フォース・パシフィック」が最大規模で8月4日まで国内の10基地を中心に行われました。今こそ「戦争絶対反対！」の声を！



F2戦闘機

地域住民の声

今回は団結街道裁判を何度も傍聴した成田市の住民から。トンネル化の検討もなく一方的かつ急いで住民が使用中の道路を廃止した成田市を擁護した千葉地裁判決への怒りの声です。

◆市民が市道を通る権利を否定する判決。道路法はどこに？ もはや法治国家ではないようだ。

成田市 男性

成田市民としてこの「道路廃止処分取り消し裁判」は、市民が市道を通行する権利を守る裁判だと思い関心を持っていたので何回も傍聴に行きました。

判決では道路法に照らしても成田市に何らかの問題があると指摘されるのではないかと考えられました

が、成田市には何のおとがめのない判決でした。

この判決は、市が市道を廃道にする権利を認め、市民が市道を通行する権利を否定したことになります。

市道の廃道による通行の被害については、被害者の人数を限定して認めたものの、最終的には被害は程度問題であり、多大な被害は与えていないとしました。

この判決は、道路法をないものとした判決であり、もはや法治国家ではないように思えます。

裁判官は最後に、廃道に関して住民説明会は行った方がよかったですのではないかと発言していました。もし説明会が開かれていれば、成田空港内を通る他の道路のようにトンネル化する解決策なども考えられたのではないかでしょうか。市民が市道を通行する権利も守ることができたと思います。

なぜ成田市がそうしなかったのかが疑問であり、成田市はなぜ急ぐ必要があったのかと考えてしまう。

「第2の開港」粉碎！ 「空港機能強化」フィールドワーク

9月17日（水） 午前10時 市東さん宅前集合

成田拡張＝軍事空港粉碎！ 市東さんの農地を守ろう！ 石破政権打倒！

10・12三里塚全国総決起集会

10月12日（日） 成田市赤坂公園芝生広場
正午～集会 14時半～ 成田市街デモ